

総務企業委員会会議録

1. 日 時 平成22年11月30日(火曜日)
午前10時35分～午前11時08分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 安 富 法 明 委 員 長 原 田 茂 副委員長
竹 岡 昌 治 委 員 秋 山 哲 朗 委員(議長)
南 口 彰 夫 委 員 布 施 文 子 委 員
山 中 佳 子 委 員 三 好 睦 子 委 員
高 木 法 生 委 員
4. 欠席委員 な し
5. 出席した事務局職員
重 村 暢 之 局 長 岩 崎 敏 行 主 査
岡 崎 基 代 係 長
6. 説明のため出席した者の職氏名
村 田 弘 司 市 長 林 繁 美 総 務 部 長
波佐間 敏 総 務 部 長 福 田 和 司 総 務 部 次 長
藤 澤 和 昭 病 院 事 業 局 管 理 部 長 篠 田 洋 司 病 院 事 業 部 経 営 管 理 課 長

午前10時35分開会

委員長（安富法明君） それでは只今より総務企業委員会を開会いたします。先程の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案1件につきまして審査をいたしますので、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。それではこれより審査を始めます。議案第12号美祢市一般職の職員の給与に関する条例及び美祢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。福田総務部次長。

総務部次長（福田和司君） それでは議案第12号につきましてご説明をさせていただきます。議案第12号は美祢市一般職の職員の給与に関する条例及び美祢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正についてでございます。これは先程議場におきまして、市長のほうから説明がございましたが、人事院勧告に基づき国の給与改定に準じまして、国並びに県、他の類似市町村、また、企業の給与水準等を考慮したうえで、関係条例の一部を改正するものでございます。これにつきまして主な内容でございますが、給与月額につきましては、平均で0.1%の引き下げとなっております。この引き下げにおきましては、本年の4月分の給与分より減額調整を行うものとするものでございます。また、12月に支給されます期末勤勉手当につきまして、期末手当につきましては、0.15、また勤勉手当につきましては、0.05分、併せまして0.2ヶ月分の支給を減額したうえで、支給を行うものでございます。なお、病院事業管理者の期末手当につきましても、一般職の給与同様に0.2ヶ月分の支給を減額をいたしまして、支給をするものでございます。以上でございます。

委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はありませんか。南口委員。

委員（南口彰夫君） 若干本会議場の続きになるかもわからないのですが、人事院勧告に基づくということについては、これは先に議論したときに地方自治法にある程度明記されちよるいね。職員の給与については、人勧に従うとは書いてないそいね。従うとは書いてないが、人勧を参考にするというニュアンスで書かれちよるんだらうと思うんです。それから先程言った人事院勧告というのは毎回開かれて、先程述べたように8月10日に開かれて、いろいろ喧々諤々と議論されちよるんですね。その経過もこの提案であれば人勧の答弁書というか、勧告書というのは当然部

長や次長は熟知した上で、先程の発言がそうであったように、答弁が当然熟知されているということを前提にお話をお聞きしたいのですが、例えばですね国の人勧で給与引き上げや引き下げ、これは歴史的に何度もあったことなんです。但しですね、例えば、これも例であるんですが、いちいち具体的に言いませんけど、例えばこの美祿市で職員も含めて市民が一体となって、いろんな活性化事業に成功して税収がですよ税収が2割上がったと。2割税収が上がってなおかつ職員も含めて地域非常によく頑張ったと貢献度が見られるというときに、人勧が引き下げをしたとしたらそれに従わなければならないのか。それとも独自の職員に対する処遇や待遇を賃金も含めて自治体の長、並びに執行部はそれを取ることができるのかどうかどうなのか、その辺の理解、意見を若干聞かせて頂きたいと思います。

委員長（安富法明君） はい、福田総務部次長。

総務部次長（福田和司君） 南口委員さんのご質問でございますが、人勧はあくまで国の人事院勧告に基づきまして、国の給与ベースの勧告でございます。あくまで地方自治体につきましては100%それに従うという義務付けはございません。あくまで今回も答弁にありましたように、人事院勧告に準じた形で対応させていただいております。と申しますのが、それぞれの地域なり団体におきましてラスパイレ指数も違ってございますし、給与の財源も含めた取り組みがそれぞれの自治体によって多種多様でございますので、今回の人事院勧告につきましても県内の市町並びに県の動向を見ますと改正そのものが必ずしも一律に削減ということでもございませんし、かといってやらないということもありません。それはそれぞれの自治体と民間企業ベースの動向を踏まえた中でやるということになります。本市におきましては人事委員会がございませんので、あくまで国なり県の人事委員会の勧告に基づきまして、それぞれの動向を把握した上、地域の実情に併せた中で今回の改正を行ったという認識でおります。以上です。

委員長（安富法明君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 今、言われたとうりだろうと思うんですね。ですから例えば美祿市の場合であれば、この度の人勧をこういう経過で受け入れるといった点で、じゃあ美祿市の税収が伸びている方向ではないと、これは当初予算の時から議論しておることなんですね。ですから例えば地域の関係で少なくとも事業ではないので、職員の給与はまるまる市民の税金から賄われているんですね。そうすると国の

いろんな補助金を伴うもんじゃったら上がったり下がったりというのは事業でもあり得ることなんですが、まるまる美祢市の市民の税金で賄われていると。ところが美祢市の市民は大きく言えば固定資産税も含めてですね限界があると。そうした点で市税の伸び悩み、それから市税の徴収を一生懸命努力するが、実質的に減収になっている。しかしながら市の入ってくるものは少なくなるが、医療や教育、福祉、民生費にかけるものを安易に減らすことはできないというようなですね、もう少し解りやすくせつかくMYTという放送手段を持ってるわけですから、解りやすく職員給与を何故引き下げなければならないのかということの提案をですね自治体に応じてなんです。ですから全国的には人勧が出てるんですけど、数少ない自治体ですけど現状維持はたくさんあるんですね。上がったという情報は入ってないけど、今回の人勧で全国の市町村が下げたということになってないんですね。ですからそうした点で職員の働く意欲なんですね、これが民間の地元の大手の会社であろうが、地元の中小の会社であろうが、給料を下げると、経営が困難だから給料を下げるというのは、経営者としてある面一番楽な手段であり一番単純でやりやすいことなんです。しかし反面働く者の意欲が低下していくと、労働意欲が低下していくということになれば、結果として住民サービスを低下させていくことにつながるんです。それでもあえてしなければならないという説明とすれば、不十分ではないかということの本会議場でも申したんであり、説明責任というのは私は給料を下げることに安易に反対をしてるんじゃないんです。確かに美祢の市民の平均所得、勤労者の平均所得を比べれば公務員の給与はかなり高いし、それに対する市民の批判が強いものがあるというのは当然理解をしてるんです。しかし、逆に言う公務員が職員がですね、全体の奉仕者としての職務に一丸となって、市長を先頭に一丸となって、住民サービスの向上とまた美祢市が抱えている主要な観光事業を引き上げていくために、非常に苦勞をしちよると言うところのきちんとした評価をしながら、労働意欲、働く意欲、それから全体の奉仕者としての住民へのサービス、これを一層向上させていけるのかも含めて、民間で言えば給料を下げるボーナスをカットする。絶対働くものは意欲がますます湧くということはありませんし、トイレの影でたばこ吸いながら社長のにくじを言うのが関の山なんです。ですから民間ではないお金を資金繰りしながらでも、一時金をなんぼか餅代でも払わんにゃいけんとかいろいろ苦勞するんです。ですからその辺の苦勞話はたった一行の人事院勧告に基づく

と、国の給与改定に準じてと、何で国の言うことやら人勸に従わんにゃいけないのかと。美祿市独自のやっぱり自助努力、それから職員に、国が今回こう言うてきたけど、少なくとも私の責任で今年度に限りじゃね引き下げは国に抵抗しながら努力するから、職員一丸となってじゃね住民サービスに市民のために働こうじゃないかと言うて、本会議場で堂々と市長が述べたほうが、もっと議員も含めてその額に見合うだけの成果が次の年度に出てくるんじゃないかと大きな期待をちょっと抱いたんです。そういった点も踏まえてどうですか。

委員長（安富法明君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 南口委員のご質問ですが、これはおそらくね根本的なそもそも論に立ち返らないと議論はずーと平行線に行くと思います。というのがですね今民間の話をされました。例えば市が非常に今は違いますけれども、景気が良くなって税金が収入が増えた。そしたら、それに併せて市の職員の給与を払うべきじゃないかという例えで話されましたけど、何故違うかと言いますとですね、民間の会社というのは何を目的にしておるかという、営利を目的にしております。営利を目的にする限りは、その営利が利益が上がってきた場合は、それを働いておる従業員の方に還元をするというのが大原則です。それで動いてます。ところが翻って国にしる地方自治体にしろ、じゃあこの職員の方々はですよ、税金をようけ頂戴をするために働いておる訳じゃないんです。国家公務員であれば国の体制、そして県であれば県の中、市であれば市の中の民生を含めまして、いろんな市民の方が、国民の方ですね暮らしやすいように生きやすいようにするというこの大前提で動いております。ですから税収の多寡、多い少ないによってですね、その審議が変わってくるということは避けるということですね。ですから税金が上がったから増えたから給料よけいくれよという労働争議は公務員は認められてない。その代わり人事院勧告という制度を設けて、それを補てんをするということをとったわけです。国家公務員については国の人事院勧告がこれを調整をして全体の民間の方々の景気、給与ベースを勘案して、給料を調整をしてこれで国家公務員の給料を払いなさいよということが出てます。地方自治体でも例えば県であれば県も人事院持ってますから、それに従ってやります。例えば今年においては国家公務員については賃金を下げなさいよということを出しましたけれども、山口県の人事院勧告、人事院は県の職員に対して年間0.17%上げましょうと上げなさいよという勧告を出しまし

た。県におかれてはそれに従って、今回は県の職員は賃金は上がるということです。美祢市の職員はこの市のレベルであれば通常の市は人事院を持っておりません。ですからこの美祢市のエリアの中でも賃金体系がどういうふうに動いているかという非常に精密な精査をする必要がありますけれども、それを持つ制度になっておりません。そうするとですね我々はやはり国のですね人事院勧告というのを参考にせざるを得ないということで動いておるということですね。ですから私も言われることは良くわかります。人はですね民間に働いておろうが、行政に働いておろうが、それぞれ生活があって、そしてやはり良い生活がしたい、良い収入が得たいというのは根本的な考え方ですので、あなた方給料を下げたから一生懸命仕事をしなさいよと言って働いてくれるものではないということは解っております。しかしながらですね、今現下の美祢市の経済情勢見ましてこの時点で、この状況で給料ですね据え置くとか引き上げることが、市民の理解を得られるかどうかということは、やはり国の人事院を参考にさせて頂いて、引き下げていくというのが適当かということを考えましたので、美祢市の労働組合とも丁寧に協議を重ねまして、この議案を今回提出をさせていただいた訳でございます。以上です。

委員長（安富法明君） 南口委員よろしいですか。三好委員。

委員（三好睦子君） 民間の格差と言われますが、いくらあるのでしょうか。山口県のデータが出てると思いますが。（発言する者あり）

委員長（安富法明君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 三好委員、そういうですねデータが蓄積できるようなシステムにしようとするならば、美祢市に人事院を作る必要があるんですよ。ないんです。県も先程申し上げたように。県の人事院は県の職員を引き上げる給料を引き上げるというのを出しました。その大きな中で県も比較してますので、美祢市だけというのは出してないと表にですね出してないということです。だから今ここで数値を答えてくれと言うても、おそらく担当部署は答えるデータを持ってないと思います。

委員長（安富法明君） 他に。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 共産党の県議団が勉強会がありまして、その時にデータをもったんですが、うかつにもこの中に入れてないようなんで、取り寄せることはできますが、山口県の人事委員会によれば、民間の給与格差は民間のほうが1,387円も上回ってるというのを覚えておりますが、どうなんでしょうか。

委員長（安富法明君） はい、福田総務部次長。

総務部次長（福田和司君） 県の人事委員会におきます民間格差につきましては、県の職員の給与と県内の民間の給与等の格差につきましては、今三好委員さん言われました1,387円民間のほうが高いと言うことで先程市長も申しましたが、県につきましては、今回国の人勧どおりの勧告というわけではございません。これは昇級抑制等過去において行っておるとそういったもの、またラスパイレス指数、先程も言いましたがそれぞれの団体におきましてラスパイレス指数というものがございまして、そちらとの比較も含めてですね総合的な判断の中で、県は今回については若干の増をされてるといふふうにお聞きしておりますけど、美祢市におきましては、先程南口委員が言われましたように、市内の景気の冷え込みそういったものも含めまして、今回人事院に準じた形での取り扱いをさせていただいているという状況です。

委員長（安富法明君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 県が出しちよるのは県の統計の労政事務所がそれぞれ調査したやつがあがちよるんですけど、県の調査の基準は大手をざーと、強いては下関から山陽の工業地帯、大企業の進出している。ですから下関の一番大きくあたる神戸製鋼なり宇部興産なり、それから周南の出光、その含めた大企業がずらーと並んじよる。そういうところを中心にしながら従業員別で1,000人以上、500人以上、それから100人以上、50人以上、それから30人以下、ところがこれが何%その比率を見たときに、美祢市の現状が適用するかと言えば、美祢市で100人以上、企業誘致で来ちよる住金とかそういう本社が向こうにある企業は別なんじゃけど、美祢市の場合、地元で100人を超える地場産業これはほとんどないわけいね。特に美祢市は北浦三市が調査対象になっちよって、美祢市の純粋な平均所得は少なくとも私宇部市からこっちに来たときに、我が社でも我が社の専従職員、勤務職員は地域の平均所得に合わせてということで、当時は労政事務所がある程度行政区単位で、行政区というのは北浦三市で美祢市の平均賃金が出よった。ところが労政事務所が東部と西部に分かれたそいね。県の調査事務所が、労政事務所があるわけ。県の。それが西部と東部に二つに分かれて、だから細かい調査ができんようになったんですけど、少なくとも私が来た時点は、北浦三市の賃金と俗に言う宇部・小野田、それから下関地域これの賃金格差が25%あった。私が宇部から来た

ときには、宇部の2年間じゃから平成元年に美祢市に入ったとき昭和天皇が亡くなられた平成になった年じゃけど、その当時に宇部市の賃金できたときに、初年度は宇部の地域で補償された。次の年に北浦三市の統計に基づいた平均賃金になったときに25%下がった。それ以来25%宇部の職員と宇部の議員と私は二十何年間25%の差別を受け続けてきた。それほど北浦三市含めて特に美祢市は特に炭坑閉山した以後、確たる主要な企業誘致をいくら努力しても、税収の伸びなり、特に地域の中小企業の平均賃金は宇部や小野田、下関に比べてやっぱり低いデータの的に。そうした中で市の職員が国の人勧に基づいて何十年とずーと上がってきた。じゃあそれがピークで税収の落ち込みは宇部や小野田、下関に比べておそらく美祢市のほうが税収も落ち込みがひどいのではないかと思うんです。そうした中に職員の給与のあり方を正しく議論することが必要なのではないかと執行部に求めよるわけ。以上。

委員長（安富法明君） 三好委員。

委員（三好睦子君） カットされた場合、削減された場合の総額はいくらなのでしょう。それとこれに与える地域経済に与える影響とかはどうなのでしょう。

委員長（安富法明君） 福田総務部次長。

総務部次長（福田和司君） 只今のご質問でございますが、削減の総額でございますが、一般会計におきまして、当然給料、期末勤勉手当、管理職手当、共済費等も含めますが、これら総額で3,440万円程度の減額でございます。これは一般会計に限定したお話しでございます。ちなみに平均で一人当たりが、約9万4,000円の減額ということになります。以上です。（発言する者あり）地域に与える影響ですが、これにつきましては、当然収入と支出というバランスの問題でございます。当然収入が減れば支出も減るとというのが世の中の常だと思っておりますので、そのようにご理解頂けたらと思います。（発言する者あり）

委員長（安富法明君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 今、南口委員がおっしゃった3,400万給料払うの減らしたから、じゃあそれをですねその金が余ったから、それを垂れ流しにしようという気は全くありません。今、美祢市の財政はですね非常に厳しい。健全化するために本当に粉骨砕身をしてますので、その留保できたお金については民生にもし早急にいることがあれば使うこともあるかも知れませんが、全体の財政状況を考え

て適切に使わせてもらおうし、借金の返済にも払わせてもらおうと言うこともあります。以上です。

委員長（安富法明君） 三好委員。

委員（三好睦子君） 私いつも思うんですが、公務員の給料が下がったことで、JAとか県では1,387円上回ってますが、美祢市では先程からも知っておりますが、美祢市では低いと。公務員の削減で一番受けるのがJAとかそういった30人以上の企業に響くと思うんです。そういった面でやっぱり公務員は地域の経済というか給料の水準はリードしてると思います。そういった面で地域の経済がこういったことで下がっていけば、地域の経済が疲弊してしまうのではないかと、地域経済を冷え込ませてしまうのではないかと思います。そういったマイナス連鎖というのですか、そういったものを断ち切らないと地域経済は更に冷え込んでしまうのではないかと思います、どうなのでしょう。（発言する者あり）事業を本当に活性化させて地域を元気にさせて行こうと思えば（発言する者あり）

委員長（安富法明君） ほぼ意見だろうと思うんですよね。本会議で討論の形でやられるのもいいでしょうし、反対なら反対。同じことを質疑されておりますので、そういうことにしていただけたらと言うふうに思います。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 入口で市長の話じゃないけどそもそも論から入ってしまったからあれですが、今回は2条と4条のことについては一応23年4月1日からと言う説明があったかいね。ようわからんのいね話が入口から入ってしもたからまずそれは1点だろうと思うんですね。それから大きく2点目は附則じゃないんですか。今回は、2条、4条は来年の4月1日から施行するよと、しかしながら附則によって22年12月に支給する期末手当を特例処置でこういうふうにしますよと、こういうことじゃないんかいね。ちょっと説明が人勧人勧が先に行っちゃったんで議論しようにも的がおかしくなったんですが、どうなんですかいね。

委員長（安富法明君） はい、福田総務部次長。

総務部次長（福田和司君） 只今の質問でございますが、2条と4条につきまして、6月に支給を夏季の賞与につままして支給をしておりますことがございますので、12月の賞与において遡りですとということですが、言われるように4条につきましては、病院の事業管理者の給与の一部改正で、期末勤勉のカット、それと2条については今回の支給の減額と来年度の支給率が若干変わりますので、それにつ

きましては23年の4月以降の（発言する者あり）そういうことです。附則において今回（発言する者あり）言われるように附則において、今回の支給率は率が若干、来年度また変わるんですが、今回は附則において冬の賞与について0.2ヶ月の減額をして、4月に遡ってその部分を減額をするということの附則での改正でございます。

委員長（安富法明君） そのほか質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 質疑を終了いたします。それでは本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） それではこれより議案第12号美祢市一般職の職員の給与に関する条例及び美祢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（安富法明君） 挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案1件につきまして、審査を終了いたしました。これにて本委員会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

午後11時08分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年11月30日

総務企業委員長

安富法明